狛江市からのお知らせ

研修受講費助成事業
介護支援専門員法定研修受講費助成
～研修の受講費用を事業所に助成します～

◆事業概要

市内の介護保険施設・事業所等に勤めている介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」と言います。）が、資格取得及び資格維持に必要な研修を受講した場合に、その受講料等を市内事業所等に助成するものです。

東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助事業（以下「都補助金」と言います。）の補完事業として実施するもので、**都補助金において一定額（単価の４分の３相当）の補助を受けたものについて、**残りの４分の１相当を助成するものです。

◆助成対象となる研修（対象研修）

介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」と言います。）の資格取得及び資格維持に必要な研修として、次の６種類の研修が対象となります。

①介護支援専門員実務研修　②介護支援専門員再研修
③介護支援専門員更新研修　④介護支援専門員現任研修
⑤主任介護支援専門員研修　⑥主任介護支援専門員更新研修

◆助成対象となる施設・事業所等（対象事業所等）

市内の介護保険施設及び事業所等のうち、次の 12 種類のいずれかの事業を実施している施設・事業所等が対象となります。

①居宅介護支援　②地域包括支援センター　③介護老人福祉施設
④介護老人保健施設　⑤介護医療院
⑥（介護予防）特定施設入居者生活介護
⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護　⑧看護小規模多機能型居宅介護
⑨（介護予防）認知症対応型共同生活介護
⑩地域密着型特定施設入居者生活介護
⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑫その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として、都補助金の対象事業所等として認められた事業所等

◆助成要件

次の①から③の要件を全て満たすものが対象です。

① 対象研修を受講した年度において、市内の対象事業所等に勤務又は今後勤務する見込みであること。

② 対象職員が対象研修を受講した費用について、都補助金の対象として額の確定を受けていること。

③ 対象研修について、都補助金以外の補助金等の助成を受けていないこと。

◆助成金額

①から②・③を除いた額と、対象研修ごとに定められた基準額の４分の１のいずれか低い額が対象となります。

① 対象職員が対象研修を受講する際に納入した受講料

② ①について交付が確定している都補助金の額

③ ①について対象職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合は、その給付額

※ １千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額です。

【基準額】

対象研修の種類	基準額
介護支援専門員実務研修（87 時間）	44,600 円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ）（56 時間）	34,500 円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ）（32 時間）	23,800 円
介護支援専門員更新研修（88 時間）	58,300 円
介護支援専門員更新研修（56 時間・前期）	34,500 円
介護支援専門員更新研修（32 時間・後期）	23,800 円
介護支援専門員更新研修（54 時間・実務未経験者）	28,500 円
介護支援専門員再研修（54 時間）	28,500 円
主任介護支援専門員研修（70 時間）	52,600 円
主任介護支援専門員更新研修（46 時間）	38,000 円

◆申請方法・提出書類

都補助金の額の確定を受けた日から、その翌年度末日までに、

次の①～③の書類を提出してください。

① 狛江市介護支援専門員法定研修受講費助成金交付申請書（第１号様式）

② 都補助金の額が確定したことが分かる書類

③ 就業証明書（第２号様式）

※事業の詳細、申請書等については下記のホームページをご覧ください。

●狛江市ホームページ
トップ → 健康・福祉 → 高齢者
→ 介護の仕事・資格支援
→ 狛江市介護支援専門員法定研修受講費助成

＜問い合わせ・申請先＞
狛江市 福祉保健部 高齢障がい課 介護保険係
〒201-8585 狛江市和泉本町１-１-５
ＴＥＬ 03-3430-1262（直通）